

西都市総合防災訓練を実施します

西都市では防災関係機関と住民が一致協力して総合的な防災訓練を実施することにより、防災関係機関の協力体制を確立するとともに、地域防災計画の検証、災害時の住民の心構えと防災活動の在り方を確認することを目的として、平成27年度西都市総合防災訓練を下記のとおり実施します。

多くの皆様方のご来場をお待ちしております。

○日時 5月31日(日)
午前9時30分から(住民避難訓練は午前9時から)

○会場 宮崎医療福祉専門学校前広場(清水台総合運動公園)

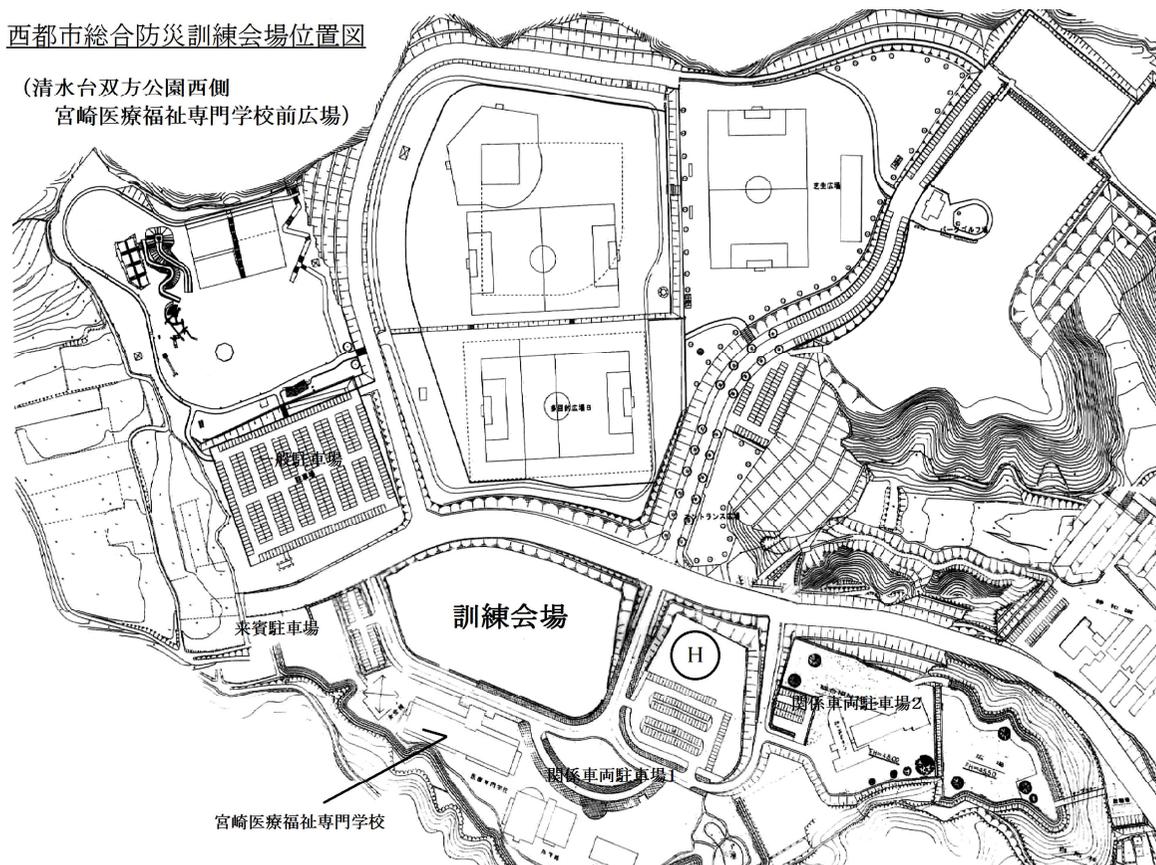
○主な訓練内容	予定時間
情報収集・伝達訓練	(9:00~9:30、9:50~10:50)
現地住民避難・誘導訓練	(9:00~9:30)
防災資機材展示	(9:10~12:00)
現地合同災害対策本部訓練	(9:50~10:10)
被災遭難者救出訓練 (県防災ヘリ)	(10:10~10:30)
倒壊家屋から救出訓練	(10:30~10:50)
被災者救出・輸送訓練	(10:50~11:10)
土のう作成・積み訓練	(11:10~11:40)
消火訓練	(11:40~12:10)
医療訓練	(10:00~12:00)
炊き出し(試食)・給水訓練	(9:00~12:20)
煙体験ハウス・起震車体験	(10:00~12:00)

※起震車は雨の場合中止

○出前講座(専門学校視聴覚室)	予定時間
西都土木事務所	(10:00~10:45)
宮崎地方气象台	(10:45~11:15)

西都市総合防災訓練会場位置図

(清水台双方公園西側
宮崎医療福祉専門学校前広場)



(文書取扱・問合せ先: 危機管理課 43-0380)

不妊治療費助成のお知らせ

西都市では、人工授精、体外受精又は顕微授精による治療をしているご夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、治療費の助成を行います。

○一般不妊治療費助成（人工授精による治療費の助成）

【対象者】法律上の婚姻をしている夫婦で下記のいずれにも該当する方（ただし、他の市町村から一般不妊治療に係る助成を受けた方又は受ける予定の方は除く）

- ・少なくとも夫婦のいずれか一方が、申請日において西都市の住民基本台帳に記録されていること。
- ・夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満であること。
- ・夫及び妻が市税を滞納していないこと。

【助成対象となる費用】一般不妊治療に要した費用及び一般不妊治療に関し、医療機関において交付された処方せんにより調剤を受けた薬局等に支払った費用（平成27年4月1日以後に受けた治療から適用）。

【助成期間等】助成期間は、助成対象者のいずれか一方が一般不妊治療を開始した日の属する月から起算して24月以内とする。1年度当たりの助成回数は1回とする。

【助成金の額】10万円を限度とし、助成期間に要した一般不妊治療費の額とする。

【助成期限】申請は一般不妊治療を受けた日の属する年度の3月末日まで（ただし、治療を終了した日が3月の場合は、4月末日まで）。

○特定不妊治療費助成（体外受精又は顕微授精による治療費の助成）

【対象者】申請日において宮崎県不妊に悩む方への特定治療費助成金給付要綱に基づく助成を受けた法律上の婚姻をしている夫婦で下記のいずれにも該当する方（ただし、他の市町村から特定不妊治療に係る助成を受けた方又は受ける予定の方は除く）

- ・少なくとも夫婦のいずれか一方が、申請日において西都市の住民基本台帳に記録されていること。
- ・夫及び妻が市税を滞納していないこと。

【助成対象となる費用】県の指定する医療機関において体外受精又は顕微授精以外の治療法によって妊娠の見込みがないか、又はきわめて少ないと診断された夫婦に対して行う特定不妊治療に要した費用（平成27年4月1日以後に受けた治療から適用）。

【助成期間等】助成期間は、通算して5年度までとする。助成回数は、通算10回を上限とし、申請を行う初年度においては年3回、翌年度以降は年2回を上限とする。治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、年間助成回数及び通算助成期間については制限しない。ただし、通算助成回数は6回を上限とする。

【助成金の額】特定不妊治療に要した費用から宮崎県不妊に悩む方への特定治療費助成金給付要綱に基づく助成額を控除した額とし、1回の治療につき15万円まで（ただし、治療内容により上限7万5千円まで）。

【助成期限】申請は特定不妊治療を受けた日の属する年度の3月末日まで（ただし、治療を終了した日が3月の場合は、4月末日まで）。

（文書取扱：健康管理課）

6月1日（月）から7日（日）までは『水道週間』です

蛇口をしめても水がポタポタ漏れる、蛇口をきつくしめないと
水が止まらない等でお困りの高齢者の方へ

市上下水道課では、水道週間の一環として、**高齢者世帯の蛇口キスコマの交換を無料で行います。**

- 対象世帯 70歳以上の高齢者のみの世帯で、市の水道に加入している方
- 申込期間 5月18日（月）～5月29日（金）※土、日を除く
- 実施期間 6月1日（月）～6月5日（金）
- 申込先 上下水道課水道工務係 43-1326（直通）

※高齢のためキスコマ交換が自分で出来ない方が対象です。自分で交換可能な方や、蛇口本体等の修理には対応できません。また、お湯と水の蛇口が一体型になっている『シングルレバー』タイプのキスコマ交換はできませんのでご了承下さい。

その他、質問があれば電話にてお問合せください。

水道水使用に関するお願い

◎水道管と井戸の接続はしないでください！

水道管と井戸水などの管を直接接続することを「クロスコネクション」と言い、水道法により禁止されています。

※水道管と井戸水などの管の間にバルブ等があっても同様です。

◇クロスコネクションによる事故例

- ・井戸水が水道管に流れ込んだために、水道水が汚染され、周囲の家庭で病気が発生した。
- ・水道水が井戸へと流れ込み、水道料が異常に高額になった。

上記のような事故が実際に他の市町村で起こっていますので、クロスコネクションの防止をお願いします。

◇すでに自宅がクロスコネクションになっている場合

- ・水道水のみを使用にし、井戸使用を中止し、配管を切り離す。
 - ・水道水の配管と井戸水の配管を完全に別にする。
- などの修繕を水道業者に連絡し、速やかに行ってください。

全国ごみ不法投棄監視ウィークについて

今年度も5月30日(土)「ごみゼロの日」から6月5日(金)「環境の日」までの一週間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、市民、事業者、行政が一体となって、監視や啓発活動等を実施するなど、廃棄物の不法投棄等の対策の取組を強化することとなっています。

西都市では、市内の不法投棄を未然に防止する目的で市内数箇所に監視カメラを設置しております。

法律では「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」としており、みだりに廃棄物を捨てることは「不法投棄」となります。

不法投棄を行うと「5年以下の懲役」または「1,000万円以下の罰金」又はこの両方の罰則が科せられることがあります。「ポイ捨て」も「不法投棄」です。不法投棄は絶対にやめましょう。同様にごみの屋外焼却も同じ罰則規定が設けられていますのでやめましょう。

また、同一週間は「ごみ減量・リサイクル週間」としても定め、ごみの減量とリサイクル推進に向け、普及啓発に取り組むこととなっています。

西都市の可燃ごみは、排出量が年々増加しております。この原因の一つとして生ごみの増加が考えられます。「食材を買いすぎず、食べ残しはしない」、「生ごみを出す際には、しっかりと水切りを行う」などできるだけ出さない工夫をお願いいたします。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(文書取扱：生活環境課 43-3485)

家電リサイクル法について

平成13年より施行された家電リサイクル法(平成21年一部改正)の対象品目は以下のとおりです。一般のごみの収集と異なる廃棄の仕方となりますのでご注意ください。

家電リサイクル法対象品目

- エアコン(室外機も含む)
- テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ等)
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機

これらの対象品目を廃棄する際には、買替えや購入した小売業者(家電販売業者)にリサイクル料金を支払い、引き渡すこととなります(小売店によってはリサイクル料金とは別に収集・運搬料や保管料等の手数料を求められることもあります)。

購入した小売店が不明・遠方等の理由で引渡しができない場合は、郵便局にてリサイクル料金を御支払いの上、指定引取場所へ直接個人搬入するか、西都市粗大ごみ置場へ直接個人搬入してください。西都市粗大ごみ置場へ搬入する際には、市の条例で定める手数料(特定家庭用機器廃棄物処理手数料)を西都市粗大ごみ置場にて別途御支払いいただくことになります。

なお、ご自分で「粗大ごみ置場」へ搬入できない方は、西都市が許可を出している許可業者(有料)を紹介させていただきますので、下記連絡先までご連絡ください。

今後とも家電リサイクル法対象品目の適正処理にご協力いただきますようお願いいたします。

(文書取扱：生活環境課 43-3485)

からだの健康は歯と歯ぐきから 6月4日～10日は『歯の衛生週間』です

お口の健康は、①食べ物を美味しく噛んで食べる、②栄養がきちんととれる、③話す・噛むことで脳を刺激し、認知症を予防するなど、全身の健康に関わりがあります。

★歯周疾患ってどんな病気？

歯を支える組織(歯周組織)における様々な病態の総称です。歯ぐきの腫れや出血から始まり、放っておくとやがて歯がぐらついて抜けてしまうこともあります。かつてよく耳にした歯槽膿漏(歯ぐきから膿が出る病気)は、歯周疾患の1つの症状を表しています。

わが国では、中高年の8割以上がこの歯周疾患にかかっています。

★歯周疾患の原因は？

歯周疾患はある日突然発症する病気ではありません。毎日の生活習慣や食習慣などが口腔内の環境を左右し、年月をかけて少しずつ進行していきます。

★こんな生活習慣は要注意！

- ・間食が多い
- ・よく噛まずに食べる
- ・やわらかいものを好んで食べる
- ・ストレスをためやすい
- ・タバコを吸う
- ・食べてから歯みがきをせずに寝てしまう など

歯周疾患の直接の原因は歯周病菌ですが、歯周病菌のすみかとなる「歯垢」をためやすい、悪い生活習慣にも注意が必要です。

また、健康状態が悪く、抵抗力が落ちていると、歯周病菌が暴れ出しやすくなります。

★あなたは大丈夫？歯周疾患チェック！

- ①歯ぐきが腫れている
- ②起きたときに歯ぐきから出血している
- ③唾液中に血が混じっている
- ④歯がグラグラする
- ⑤口臭がある
- ⑥歯と歯ぐきの間によくモノがはさまる
- ⑦歯垢や歯石が付いている
- ⑧歯ぐきの色が変わってきた
- ⑨歯が長くなったような気がする

全てが歯周疾患の注意項目です。ひとつでも該当する人はすぐに歯科を受診して早めの治療を心がけましょう。

★「8020」を支える歯周疾患対策

歯を失う主な原因はむし歯と歯周疾患。特に歯周疾患は痛みなどの自覚症状がほとんどないだけに、気づいたときには、すでに歯を保てない状態ということも少なくありません。歯周疾患の予防・治療は、歯を失わないためのもっとも重要なポイントです。

～ 歯周疾患を予防する7か条 ～

- ◎毎日1日1回はていねいに歯をみがき、プラークを取りましょう
- ◎歯ぐきが痛かったり出血してもきちんと歯を磨きましょう
- ◎歯石ができたなら、歯科医院で取り除いてもらいましょう
- ◎定期的に歯の検診を受けましょう
- ◎よく噛んで食べましょう
- ◎ストレスは早めに上手に解消しましょう
- ◎噛みごたえのある食べ物をメニューに加え、歯ぐきを鍛えましょう

二種混合ワクチン（ジフテリア・破傷風）を受けましょう

幼児の時に受けた三種混合ワクチン（ジフテリア・百日せき・破傷風）の追加免疫として、二種混合ワクチン（ジフテリア・破傷風）を接種しましょう。

内容	標準的な接種期間	回数
三種混合ワクチン (DPT)	1期 初回 生後3か月から生後12か月 追加 1期初回接種（2回）終了後 12か月から18か月までの間 隔をおく	3回 1回
二種混合ワクチン (DT)	2期 11歳以上13歳未満 (望ましい接種年齢は11歳)	1回

【接種上の注意】

1. 接種を希望される医療機関に、電話で予約をしてください。
西都市内の実施医療機関
(いわみ小児科医院、とめもり小児科、三財病院、大塚病院)
市外にかかりつけ医がある場合は、市外でも受けることができます。
2. 医療機関にて予診票の記入が必要になりますので、必ず保護者の方も同伴してください。保護者以外の方が同伴する場合には、委任状が必要になりますので、健康管理課までご連絡ください。
3. 母子手帳を持参しましょう。

※13歳の誕生日より有料になりますのでご注意ください。
13歳の誕生日の前日までに、接種しましょう。

(文書取扱・問合せ先：健康管理課 健康推進係 43-1146)

たばこによる健康への影響を 正しく理解しましょう

世界禁煙デー（5/31）
禁煙週間（5/31～6/6）

【健康への影響】

たばこの煙には約4,000種類の化学物質があり、この中にはダイオキシンなど約200種類もの有害物質、約60種類の発がん性物質が含まれます。肺がんをはじめとする多くのがん、心臓病、慢性閉塞性肺疾患、脳卒中、胃潰瘍、歯周病等いくつもの重要な疾患のリスクが高くなります。

- 妊婦では、胎児・胎盤の低酸素状態を引き起こし、流・早産、低出生体重児などのリスクが高くなります。
- たばこには依存性があり、喫煙開始年齢が低ければ低いほど健康への悪影響が大きく現れます。

【受動喫煙】

受動喫煙とは、喫煙者の周囲にいる人が、たばこの煙を吸わされることです。たばこの先から出る煙の方が、有害物質は多く含まれています。受動喫煙もがんや虚血性心疾患等の様々な疾患を引き起こします（空気清浄機や換気扇では受動喫煙は防げません）。

- 妊婦の周囲での喫煙も低出生体重児のリスクを高めます。
- 親の喫煙は乳幼児突然死（SIDS）のリスクを高めます。

禁煙したいと思ってもなかなか成功しない原因は、ニコチンに依存性があるからです。ニコチンパッチや飲み薬等を使うと禁煙しやすくなります。医療機関で相談してみましょう。

(文書取扱：健康管理課 43-1146)

児童手当の現況届を提出してください

6月は児童手当の現況届を提出する月です。手当を受けている方は現況届を提出する必要があります。下記の日程及び指定場所において届出をしてください。

提出されない場合は、6月以降の児童手当が支給されません。なお、対象者には福祉事務所から案内・届出用紙等を郵送します。

○届出に必要なもの

・印鑑、現況届用紙、世帯全員分の健康保険証の原本

※西都市国保以外（社会保険、建設業・医師などの保険組合等）の方はコピーも必要

- ・児童が他の市町村に別居している場合は、住民票謄本及び別居監護申立書（福祉事務所準備した用紙に届出時に記入）
- ・平成27年1月1日現在で西都市に住民登録がない方は、平成27年度分所得課税証明書（受給者[保護者]及び配偶者のもの）
- ・子育て世帯臨時特例給付金申請書（現況届同封）

○日 程 等

月 日	時 間	場 所
6月 5日（金）	13：00～13：30	銀上小・銀鏡中学校（図書室）
6月11日（木）	13：00～16：00	市三納地区館（休養室）
6月12日（金）	13：00～16：00	市穂北地区館（集会室）
6月18日（木）	13：00～16：00	市三財地区館（休養室）
6月19日（金）	13：00～16：00	市都於郡地区館（和室）
6月22日（月）	13：00～19：00	西都市コミュニティセンター（2F図書室）※市役所横
6月23日（火）		
6月24日（水）		

※今年は今況届と同時に子育て世帯臨時特例給付金の受付を行います。

※上記の日程で都合がつかない場合は、6月30日（火）までに給付金対策室（コミュニティセンター2階）までお越しください（土・日を除く8：30～17：15）。

（文書取扱：福祉事務所児童福祉係 43-0376）

日ごろから災害に備えましょう

常日頃より災害に備えての取り組みをお願いします。

今回は、市内全世帯に配布しています西都市洪水ハザードマップの活用についてお知らせします。

○洪水ハザードマップとは

万一の水害時に、避難するために必要な浸水情報、避難情報などを分かりやすく記載した地図です。

○洪水ハザードマップの見方、使い方

マップには、一ツ瀬川、三財川及び三納川の堤防が決壊し、氾濫した場合に浸水が想定される範囲と浸水の深さが表示されています。

まずあなたが住んでいる地区が浸水するかどうか、浸水する場合にはどの程度の深さになるかを確認してください。次に、あなたの家から避難所まで安全に移動できるルートを確認してください。

○危険箇所の確認

マップには、急傾斜崩壊危険箇所・土石流危険渓流・地すべり区域が表示されています。

あなたの家が危険箇所に位置していないか確認してください。大雨時や土砂災害警戒情報が発表された際には、早めに避難しましょう。

夜間に大雨が予想される場合は、暗くなる前の避難を心がけましょう。

○土砂災害警戒情報とは

市町村長が、土砂災害に対する避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう、土砂災害発生の恐れが高まったときに气象台と県が共同で発表する情報です。

（文書取扱・お問合せ先：危機管理課 43-0380）

『西都市プレミアム付商品券』（発行総額3億6千万円）発行決定

『西都市プレミアム付商品券』を発行します。予約販売となりますので、下記のとおりお申込みください。

【商品券内容】

- ① 12,000円分（500円券×24枚綴り）の商品券を10,000円で販売
- ② 今回の商品券は参加店が昨年度と違います。また、大型店舗につきましては、共通券（24枚綴りの内8枚）のみの取扱となりますのでご注意ください。
- ③ 1商品に利用できる限度額10万円
- ③ 市内約340店舗が参加予定。決定次第新聞折込等でお知らせします。
- ④ 商品券使用期間は7月1日～12月31日までです。

【販売方法】

- ① 所定申込書による予約販売 ※申込書付きのチラシを新聞に折込します。ご利用ください。
- ② お一人様5万円まで（1万円単位）。但し、同居ご家族分購入予約できます。例えば、同居3人家族なら最高15万円まで予約可。

※ご注意

商品券の引換えは原則申込書に記入した代表者にお越し頂きます。その際身分証明書(原本のみ)で本人確認をさせていただきますので、ご了承ください。

- ③ 発行額が過去最高額となっております。ご予約は購入可能な金額でお申し込みください。
- ④ 予約期間は5月30日～6月7日(必着)までです。お早めにお申込みください。
- ⑤ 引換期間(引換券を郵送します)：6月25日～7月5日 午前9時～午後5時まで ※土曜日は休み、日曜日は引換いたしません。

【お問合せ先】

西都商工会議所 43-2111
西都市三財商工会 44-5107

(文書取扱：商工観光課)

はかりを使用している皆様へ 計量器（はかり）の定期検査を実施します

計量法により取引・証明に使用するはかりは2年に1回、定期検査を受けなければなりません。

今年度は、下記の日程で検査が行われますので、使用している方は受検をお願いします。

質問等がありましたら、商工観光課か宮崎県計量検定所までお問合せください。

検査日：6月10日（水）

受付時間：午前10時～午後4時

検査場所：市民体育館

手数料：はかりに応じた手数料が必要となります。

問合せ先：商工観光課商工振興係 43-3222、宮崎県計量検定所 0985-58-2929

(文書取扱：商工観光課)

杉安川仲島公園競泳プールオープン

6月2日から競泳プールがオープンします。
泳ぎの大好きな方、体力をつけたい方、健康増進・体力維持のためにぜひご利用ください。

※流水プール、児童・幼児プールの利用期間は、7月1日(水)～8月31日(月)です。

●利用期間

6月2日(火)～9月30日(水)

※毎週月曜日は休場日(ただし7月20日～8月31日は除く)

●利用料金(単位:円)

	午前 9:30～12:30	午後 13:30～17:00	全日 9:30～12:30、 13:30～17:00	薄暮 17:30～20:00
幼児	100	100	160	
児童生徒	210	210	320	
一般	320	320	480	320

●その他

準備体操を十分行い、管理人の指示に従って楽しく泳いでください。

●問合せ先

西都市スポーツ振興課 43-3478

(文書取扱:スポーツ振興課)

第13回西都市陸上記録会 開催します

○期 日:5月23日(土) 13時 競技開始

○種 目:下記のとおり

○場 所:西都原運動公園陸上競技場

100m予選	中学生以上男女	13時～
	小学校男女4年生以上	13時40分～
80m	小学校男女3年生以下	14時20分～
3000m	中学生男子	14時40分～
1500m	中学生女子	15時10分～
3000m	一般女子・マスターズの部	15時30分～
5000m	高校男子・一般男子	15時45分～
100m 決勝	中学生以上男女	16時10分～
	小学校男女4年生以上	16時15分～
600m	小学校男女3年生以下	16時35分～
400m	中学生以上男女	16時55分～
800m	小学校女子4年生以上	17時35分～
1000m	小学校男子4年生以上	17時50分～

※スタート時刻は遅れる場合があります。

○本年度の申し込みは5月8日で締め切らせていただきました。たくさんの方にお申込みいただき、誠にありがとうございました。
また、5月23日当日もたくさんの方にお越しいただき、ご声援いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○お問合せ:西都市役所スポーツ振興課

TEL 43-3478 FAX 43-4865

(文書取扱:スポーツ振興課)

平成27年度 西都市文化ホール 『エレクトーン フェスティバル』 ロビーコンサート開催のお知らせ

西都市文化ホールにおきまして、下記のとおり『エレクトーン フェスティバル』を開催いたします。

西都児湯地区でエレクトーンやピアノを学ぶたくさん的小朋友が参加するコンサートです。エレクトーンは、いろいろな楽器やリズムが出て楽器の幅が広がる楽しい楽器です。一生懸命に演奏する小朋友の姿を通して、エレクトーンの楽しさ、音楽を表現することのすばらしさを感じてみませんか。

皆様、お誘いあわせのうえご来場ください。

- 【行事名】 『エレクトーン フェスティバル』
- 【日時】 5月31日(日) 10時～12時
- 【会場】 西都市文化ホール(コミュニティプラザパオ 3階)
ロビーにて開催します。
- 【入場料】 入場無料
- 【主催】 西都市文化ホール
- 【お問合せ】 32-6300 ※働く婦人の家事務所
(西都市小野崎1丁目66番地 コミュニティプラザパオ2階)

(文書取扱：商工観光課)

ポコ・ア・ポコ主催 「ロコモ体操」講座のお知らせ

ポコ・ア・ポコ(西都市勤労青少年ホーム)では、「ロコモ体操」講座の参加者を募集します。

運動機能の低下を予防する体操です。

「介護を受けず健やかに生きること・日常生活において歩き続けられること」を目標に、専門の理学療法士の指導の下、自分の身体と向き合い健康寿命をのばす努力をしてみませんか。

健康な今こそ取り組み、「継続こそ力」と長期間がんばりましょう。

- 開講日：6月5日(金) 午後1時～
- 日程：6月5日(金)～平成28年3月まで
第1・3金曜、第2・4木曜(全40回)
- 時間：午後1時30分～午後2時30分
- 準備物：敷物(ヨガマット等)・タオル・飲み物(水分補給)
- 費用：ホーム登録料 1年間200円(平成27年度未加入の方)
- 対象：初心者の方優先(経験者は申込み時にお知らせください)
- 定員：20名(全40回、出席可能な方を優先します。応募多数の場合は事務局による抽選となります)
- 締切：5月29日(金) 午後8時まで
- 申込：電話・FAX、又は窓口で直接お申込みください。
- 電話・FAX：32-6301
- 受付：月曜～土曜の午後1時～午後8時(祝日を除く)
- 場所：ポコ・ア・ポコ(西都市勤労青少年ホーム)
※市図書館と市公民館の間にある建物です。

(文書取扱：商工観光課)

「ビューティーストレッチヨガ」講座 開催のお知らせ

西都市働く婦人の家では「ビューティーストレッチヨガ」講座の受講生を募集しています。

しなやかな筋肉を作り、疲れにくい体を目指します。シェイプアップにも効果的です。また、身体を引き締める効果だけでなく、集中力・精神力を高められます。

- 開講日：6月26日（金）から 毎月第2・4（金）
- 時 間：19時～20時（駐車場はパオ3階をご利用ください。）
- 場 所：西都市働く婦人の家（パオ2階）
- 準備物：ヨガマット、動きやすい服装
- 会 費：年会費（友の会費）200円/初回のみ
- 条 件：西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

●申 込：

- 窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。
- 往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012 西都市小野崎1-66西都市働く婦人の家」または「FAX番号：0983-32-6333」までご応募ください。

※往信はがきの裏面、FAX用紙に①氏名（フリガナ）、②住所、③電話番号、④年齢、⑤区分（女性労働者、主婦、その他、男性のいずれか）をご記入ください。

※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。

- 受付時間：月曜～金曜：午前9時30分～午後8時まで
土曜日：午前9時30分～午後4時まで（日曜・祝日は休館）
- 受付期間：5月15日～6月20日【当日消印有効】
- 問合せ先：西都市働く婦人の家 TEL:32-6300 FAX:32-6333
(文書取扱：商工観光課)

互親組太鼓台の担ぎ手募集

7月24日～26日に開催を予定している西都夏まつりの互親組事務局では、まつりの花形である勇壮な「互親組太鼓台」を盛り上げるための「担ぎ手」を募集しています。

互親組は赤、青、黄、白斑の4班で太鼓台を担ぎます。

西都夏まつりが大好きだけど太鼓台を担ぐことがまだ出来ていない方！自分が盛り上げてやる！自分も太鼓台を担いでみたい！という思いがある方は是非、今年の互親組太鼓台の担ぎ手に参加してください。

互親組太鼓台を勇壮に担ぎ、一緒に西都夏まつりを盛り上げましょう。

◆問合せ先 互親組事務局長

岩見英人（自宅）0983-43-1594
（携帯）090-2537-2747

(文書取扱：商工観光課)

互親組太鼓台の搭乗員を募集します

7月24日～26日に開催を予定している西都夏まつりの互親組事務局では、まつりの花形である「互親組太鼓台」に搭乗する小学校1年生～中学校3年生の男子を募集しています。

なお、練習は6月22日（月）からまつり当日までの約1ヵ月、月曜日から土曜日、午後5時から7時まで都萬神社で行いますので、興味のある方は、お問い合わせください。

◆問合せ先 互親組事務局搭乗員担当

沼口直弘 090-2517-3957

(文書取扱：商工観光課)

西都市街なかイベント事業 伊東マンショ顕彰イベント SWAT×さいと発 「伊東家の食卓」IN 桜町 出店者募集

伊東マンショ生誕の地である西都市で「伊東マンショ」と「食のまち さいと」を広くPRするイベントを開催します。
夏の桜町で地元食材を使った店自慢の料理や、おすすめの商品を販売してみませんか。
下記の出店条件をお読みいただき、出店を希望される方は事務局までお問合せください。

- 開催日時 8月16日(日) 12時～21時(雨天順延) 予備日：8月23日(日)
- 会場 西都市桜町(ホテルプリムローズ西都前)
- 出店料 一コマ 5,000円(3m×3m)
- 参加条件・概要
 1. 暴力行為、風紀をみだす行為がなく、来場者に満足していただけるサービスを提供するイベント開催を目的とします。
 2. 出店者は原則西都市内に住所を有するか若しくは西都市内に店舗を構える方とします。
 3. 実行委員会は出店申込書を出店資格審査会にかけ、出店の許諾を決定します。
 4. 資格審査会は次の審査基準に基づいて審査し決定します。
 - ①出店許可地に出店可能な店舗数の範囲において決定します。
 - ②暴力団及び組員・その家族・親交者については許可しません。
 - ③本要綱、資格を厳守する者のうち桜町商店会、西都商工会議所会員事業者を優先し審議します。
 5. 商品は公序良俗に反しない物を販売してください。
 6. 食品を販売する場合、原則西都産農畜産物を1品以上使用するよう努力してください。
- 参加申込締切り 6月10日(水)
- 申込み・問合せ 西都商工会議所 43-2111 ※8時45分～17時30分(土曜・日曜・祝日休み)

(文書取扱：商工観光課)

「パソコン・販売実践科」の公共職業訓練生を募集します

- 訓練の目的・・・求職中の方が再就職する為に必要なパソコン関連の知識・技能を習得。さらに資格を取得することにより早期就職を図ることを目的としています。また、地域観光・産業知識の習得により、職業選択の幅が広がります。
- 対象者・・・公共職業安定所に求職手続きをされた方で、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けられた方。
※合格後は訓練時間開始までに、ジョブカードの交付を受ける必要があります。
- 訓練内容・・・パソコンの基本操作、ワード、エクセル、インターネットの実技活用法、マーケティングの知識やビジネスマナー等を学び、幅広い事務・販売系の仕事に対応できる技術の習得と実践。
- その他・・・雇用保険受給資格者等で公共職業安定所長の受講指示を受けられた方は、訓練期間中に訓練手当が支給されます。雇用保険受給資格がない方でも一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」の制度があります。
詳細は最寄りの公共職業安定所へご相談ください。

訓練科名	パソコン・販売実践科	定員	20名
訓練期間	7月31日(金)～11月30日(月)までの4か月		
訓練時間	9時～16時 毎週 月曜～金曜(土・日・祝日・訓練休を除く)		
訓練場所	西都高等職業訓練校 西都市大字三宅2215番地 電話43-1087 FAX32-0006		
費用等	教材費11,880円、職業訓練生総合保険料(4か月2,950円全員加入)		
受講料	無料(ただし、資格取得のための受験料・問題集代は自己負担となります。)		
応募方法	入校希望者は、最寄りの公共職業安定所で相談いただき、入校願を提出してください。		
募集期間	5月22日(金)～6月22日(月)		
選考日	7月1日(水) ◎受付 9:30～9:50(遅刻及び欠席の場合は辞退とみなします) ◎適性検査・面接 10:00～12:30(人数によって異なります) ※携帯品・・・筆記用具(鉛筆3本をご持参ください。)		
選考会場	西都高等職業訓練校 3階大会議室 駐車場あります。		

【取得可能な資格】

- ・コンピュータサービス技能評価試験
ワープロ技士・表計算技士(3級・2級)
- ・日本商工会議所主催 販売士検定(3級)

【カリキュラム内容】

オリエンテーション、コンピュータ概論、文書作成(基礎・応用)、表計算(基礎・応用)、インターネット・電子メール、販売管理、地域観光マーケティング、ホームページ作成、プレゼンテーション、総合演習、就職支援、キースキル講習、職場実習

総訓練時間 471時間(79日間)

学科 189時間(32日)

実技 282時間(47日) 【職場実習含む】

実施主体：宮崎県立産業技術専門校

電話42-6509、42-6510

FAX 42-6511

- 問い合わせ先・・・ハローワーク高鍋 0983-23-0848、ハローワーク宮崎 0985-23-2245

(文書取扱：商工観光課)

“癒しをテーマにしたツーリズム” セミナー 受講者募集 受講料無料

当協議会では、高齢者・障がい者の方々に観光を楽しんでいただく癒しをテーマにした西都市オリジナルの観光プランを開発中です。今回、当協議会の取り組みの紹介や、先進地の事例紹介などを行うセミナーを開催します。

【期 間】 6月15日（月）

【時 間】 第1部 13:30～15:30 事業&先進地事例紹介
第2部 15:40～16:30 ワークショップ

【会 場】 西都市コミュニティセンター2階 図書室

【講 師】 JTBヘルスツーリズム研究所 丹羽由実氏

【講座概要】 第1部：当協議会が活動中の”癒しをテーマにしたツーリズム開発事業“の説明を行います。

○足こぎ車いす活用+福祉メイクプラン

○タンデムバイクプラン

また、先進地事例紹介を丹羽由実氏が行います。

第2部：皆様からのご意見を頂きます。

【受講資格】 西都市内の事業者の方。法人、個人を問いません。

【定 員】 5名程度

【申込方法】 下記の電話にて受付します。

【申込期間】 5月15日（金）～6月10日（水）

※月曜～金曜の午前9時～午後5時（祝日を除く）

<お申し込み・お問合せ先>

西都市地域雇用創造協議会事務局（担当：山崎、西都市観光協会2階）

TEL：0983（43）4586（直通）、FAX：0983（41）1559（観光協会経由）

Eメール：yamasaki@saitokoyo.jp Web：<http://www.saitokoyo.jp/>

（文書取扱：商工観光課）

高鍋年金事務所が出張年金相談を行います

西都市役所で高齢厚生年金・遺族厚生年金などの手続きや相談ができます。

【相談日】 6月18日（木） ※次回は7月16日（木）です

【時 間】 午前10時～12時、午後1時～3時

【場 所】 西都市役所 市民課 年金係

年金相談は事前に電話予約が必要です

【予約先】

高鍋年金事務所 23-5111

【予約方法】

●相談日の1カ月前から受付開始

（例：6/18の相談日の場合は、5/18から受付開始）

●電話予約の時には、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・相談内容をお知らせください。

また、年金相談日に持参するものをご確認ください。

●相談日にはできるだけ本人がおいでください。

代理の場合は、委任状・代理の方の身分証明書（運転免許証など）をご用意ください。

【問合せ先】 市民課年金係 43-1221

（文書取扱：市民課）

行政相談所のご案内

行政相談所では、国・県・市町村、独立行政法人、特殊法人（ＪＲ、日本郵便株式会社等）の仕事について、皆さまから受けた苦情や意見・要望などを、公正・中立な立場から、解決や実現を促進するお手伝いをしております。

相談は無料で、秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

○定例行政相談所

日時：6月11日（木） 10時～12時

場所：西都市役所南庁舎1階

○お問合せ 市生活環境課市民生活係 43-3485

（文書取扱：生活環境課）

司法書士による消費生活無料相談をご利用ください

西都市では司法書士による無料の消費生活相談を行っています。借金問題、訪問販売や架空請求による被害などでお困りの方は、是非ご利用ください。

○日 時：6月2日（火） 13時～16時

7月7日（火） 13時～16時

※相談時間はお一人約30分です。

○場 所：西都市役所南庁舎1階

○申込先：市生活環境課市民生活係 43-3485

※予約の方が優先となりますので、必ず事前にお電話ください。

（文書取扱：生活環境課）

全国一斉「人権擁護委員の日」 人権・なやみごと相談所を開設します

人権擁護委員制度をご存じでしょうか？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された無報酬の民間ボランティアの方々です。日ごろ地域に根ざした活動を行いながら、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護しています。

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。今月は下記の日程で無料人権相談所を開設して、家庭内の問題（夫婦・親子・結婚・離婚・相続など）や隣近所とのもめごと、いじめ、体罰などの問題に関するご相談をお受けします。

相談は無料で秘密厳守になっておりますのでお気軽にお越しください。

日 時：6月1日（月）

午前10時から午後3時まで ※予約不要

場 所：西都市役所南庁舎1階会議室

相談員：人権擁護委員 諏訪 健二 委員

人権擁護委員 池田 カズヨ 委員

その他関係機関でも、面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで随時、お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
人権相談ナビダイヤル	0570-003-110	全国統一ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付システム

○パソコンから（大人・子ども共通）

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

（文書取扱：市民協働推進課）

図書館だより 6月号 西都市立図書館(43-0584) 6月の休館日 1・8・15・22・29日

★読み終えた本はありませんか？

ご自宅で不要になった一般小説、児童本・絵本等がありましたら図書館までご持参ください（古本市での利用を予定しています）。

なお、雑誌・古新聞・図鑑・辞書・マンガ・汚損・破損・青少年育成に有害なものは受付していません。

※図書の受入及び取扱いについては、図書館に一任していただきますようお願いいたします。

★展示コーナーには・・・

新刊だけではなく、2015年本屋大賞受賞特集や気軽に読める面白い文庫、映画やドラマになった本など図書館職員で選んだオススメの本も展示しています。

図書館に足を運んでみませんか？ご利用をお待ちしています。

★大活字で読書を楽しんでみませんか？

本は好きだけど文字がわかりづらい。

本は読みたいけれど字が小さくて読みづらい。

図書館では、小説の**大活字本**が置いてあります。

★団体貸出について

西都市立図書館では、読み聞かせ団体へ絵本・紙芝居の貸出しをしています。各月行事などで、通常の絵本とは違う大型絵本での読み聞かせをしてみてもどうでしょう！？

★毎週土曜日読み聞かせをしています（ボランティア募集中です！）

図書館では毎週土曜日10時30分から絵本の読み聞かせを行っています。楽しい時間を一緒に過ごしませんか！

★古くなった雑誌の配布をしています

図書館では、毎月1年以上前の雑誌については処分しております。毎月第1火曜日から1か月ほど館内に置いてあります。処分雑誌は無料でお持ち帰りできますのでご利用ください。

【一般図書新刊のご案内】

- ◎神風ニート特攻隊（荒川 祐二）
- ◎クックパッドの大絶賛レシピ<決定版>お菓子
- ◎札幌アンダーソング[2]間奏曲（小路 幸也）
- ◎少女は本を読んで大人になる（阿川 佐和子）
- ◎ゼロデイ 警視庁公安五課（福田 和代）
- ◎僕の隣で勝手に幸せになってください（蒼井 ブルー）

【児童図書新刊のご案内】 ☆は絵本です

- ☆がんばれ！ルルロロ パパだいすき（あいほら ひろゆき）
- ☆くまおさんのカレーライス（白土 あつこ）
- ☆こぶたのタミー（かわの むつみ）
- ☆ちびっこゴリラ、ほんとうにほんとう？
(ナディーヌ・ロベール)
- ☆トペラトト（田島 征三）
- ◎日本全国行ってみたいあんな町こんな町7（東 菜奈）
- ◎まじょ子のおはなしパーラー（藤 真知子）
- ◎まんがで読む枕草子（中島 和歌子）

※上記以外にも新刊が毎週入荷しています。図書館のホームページで見ることができます。本の予約やわからない点がありましたら、気軽に窓口職員までお声かけください。

（文書取扱：社会教育課図書館係 TEL 43-0584 FAX 41-1113）